

パブリック・コメント

あなたの声をお聞かせください

芳賀町空き地等の環境保全に関する条例(案)に対するご意見を募集します

町では町内の空き地等の環境保全について、所有者の責任を明確にするため条例を制定する作業を行っています。芳賀町民の意見提出手続き条例第6条の規定に基づき、次のとおり条例案を公表し、ご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は、条例案に対する町の考え方とともに、整理したうえで公表します。

この条例は、来年3月に行われる議会に上程し可決後、平成21年4月1日から適用する予定です。

確にします。また、環境不良状態を未然に防ぐため、土地所有者などへの町の指導手続きを規定します。

■資料の配布場所
役場環境対策課窓口、町ホームページ

■応募方法
配付場所に備えてある用紙に記入し、郵送、FAXおよび電子メールで応募

※口頭での意見提出はご遠慮ください。

■環境対策課環境対策係
〒321-3392
芳賀町大字祖母井1020
☎028(67)6041
☎028(67)2716
FAX028(67)2716

■応募期間
12月10日(水)～
平成21年1月20日(火)

芳賀町空き地等の環境保全に関する条例(案)

- (目的)
第1条 この条例は、雑草の繁茂や放置により生活環境が著しく損なわれている空き地等の管理の適正化を図ることに必要事項を定め、もって良好な生活環境の向上と安全の確保に寄与することを目的とする。
- (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 1) 空き地等 現に人が使用していない土地(現に人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)及び付随する建物等をいう。
 - 2) 土地所有者等 空き地等の所有者、占有者又は管理者をいう。
 - 3) 管理不良状態 次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 害虫等が発生しやすい状態
 - イ 廃棄物の不法投棄による、非衛生的な状態
 - ウ 建物が倒壊する危険があり、周囲に悪影響をおよぼすおそれがある状態
 - エ 火災の予防上、危険と認められる状態
 - オ 犯罪の防止上、好ましくない状態
 - カ 交通の妨げとなり、事故等の発生を誘発するおそれがある状態
 - キ 周辺の耕作条件を損なう原因となる状態
 - ク 近隣的美観を著しく損なう状態
 - ケ その他特に町長が、認める状態
- (土地所有者等の責務)
第3条 土地所有者等は、周辺の良好な生活環境を保持するため、当該空き地等が管理不良状態とならないよう常に適正な管理に努めなければならない。
- (指導及び助言)
第4条 町長は、空き地等が管理不良状態にあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、必要な措置を講じるよう指導及び助言をすることができる。
- (勧告)
第5条 町長は、土地所有者等が前条の規定による指導及び助言に従わないときは、土地所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- (措置命令)
第6条 町長は、土地所有者等が前条の規定による勧告に従わず、当該空き地等が著しく管理不良状態にあると認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講じるよう命じることができる。
- (業者のあつせん)
第7条 町長は、土地所有者等から当該空き地等の管理不良状態を除去し、又は防止するために業者のあつせんについての申出があったときは、これを行うものとする。
- (代執行)
第8条 町長は、土地所有者等が措置命令を履行しない場合、又は履行しても十分でない場合において、管理不良状態を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら土地所有者等の行うべき行為をし、又は第三者にこれを行わせ、当該費用を当該土地所有者等から徴収するものとする。
- (立入調査)
第9条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を空き地等に立ち入らせ、調査をさせ、又は関係人に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。
- 1 関係人は、前項に規定する立入調査に協力しなければならない。
 - 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (委任)
第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

年末年始の工事に ご協力ください

年末から年始にかけて、町が発注した工事が図のとおり行われています。交通規制などのご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、通行の際は誘導標識に従い、十分注意してください。



○スリップ防止用の砂配置

坂道にはスリップ防止用の砂を配置します。凍結したときなどは、自由に散布してご使用ください。使い尽くした場合は補充しますのでご連絡ください。目的以外の使用のために砂を持ち去らないでください。

建設課管理係 ☎028(677)6019

○道路の除雪について

町では建設業者の皆さんと連絡体制をとり、主な道路の除雪作業を行います。市街地では、除けた雪が路側に帯状に残ります。玄関先などに残った雪は、各戸で処理してください。農村部では、道路の雪を沿線の水田や畑に置かせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。